

上天草市病院事業建設工事等暴力団排除措置要綱

制定 平成24年3月8日総合病院事業管理者決裁

上天草市病院事業建設工事等の暴力団排除措置については、上天草市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成16年上天草市告示第94号）を準用する。この場合において、「上天草市」及び「市」とあるのは「上天草市病院」と、「市長」とあるのは「病院事業管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。